

## 一般医療機関のための新型インフルエンザ診療の手引き

平成21年7月31日  
和歌山県福祉保健部

この手引きは、平成21年6月19日に改定された「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請に関する運用指針」を踏まえ、今後の感染拡大期等に備えて、新型インフルエンザを含むインフルエンザの診療にあたっての留意点等を取りまとめたものである。この手引きは、必要に応じ随時見直すこととする。

### 基本的考え方

- 今回の新型インフルエンザの特徴
  - ① 現状では、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復している。
  - ② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である。  
など、季節性インフルエンザと類似する点が多いが、
  - ③ 基礎疾患を有する者や妊婦、幼児等（以下、「基礎疾患を有する者等<sup>(※)</sup>」と言う）を中心に健康な成人においても重篤化することが海外の知見から知られている。
  - ④ 潜伏期間は1～7日（中央値3～4日）と考えられる。
  - ⑤ 他人への感染可能期間は発症前1日から発症後7日
- 今後の患者発生状況の見通し  
今回の新型インフルエンザについては、現在も患者数が増加しており、特に南半球において増加が著しく、海外からの感染者の流入を止めることはできない。和歌山県においても、大規模な患者の増加が起こることは避けられない。
- 今後の医療体制の方向性
  - ① 重症患者数の増加に対応できる病床の確保と重症患者の救命を最優先とする医療提供体制を整備する。
  - ② 院内感染対策等による基礎疾患を有する者等<sup>(※)</sup>への感染防止対策の強化に努める。

(※) 新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。通常のインフルエンザでの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外の知見により、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、幼児(5歳未満<sup>※※1</sup>)、高齢者(65歳以上<sup>※※2</sup>)、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患(糖尿病等)・腎機能障害・免疫機能不全(ステロイド全身投与等)等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等 (※※1、※※2の出典、CDCから)

## 1 診療体制

### ○ 診療医療機関

従来、発熱外来で新型インフルエンザを疑う発熱患者の診療を行ってきたが、今後は、**原則として、一般医療機関**において発熱患者の**外来診療**を行う。外来の運用にあたっては、実態に応じて空間分離（発熱者のための別室や動線の確保）や時間分離（発熱患者専用の診療時間の設定）等を行うことにより発熱患者とそれ以外の患者との接触を避けるように努め、基礎疾患を有する者等に対する感染防止の配慮を行う。また、新型インフルエンザの患者は原則として自宅療養とするが、重症者については、病室や病棟を集約するなど、院内感染防止に配慮した病床の利用に努め、感染症指定医療機関以外の**一般入院医療機関**においても受け入れを行う。その際、原則として陰圧病床での管理は不要であるが、人工呼吸器を使用する場合には陰圧病床の使用を検討する。

なお、保健所に設置している「発熱相談センター」等は、かかりつけの医師がいなため受診する医療機関がわからない人への適切な医療機関の紹介や自宅療養患者からの相談等に総合的に対応する。

### ○ 医療従事者の装備（推奨する感染対策）

- ① 日常的に患者と接する機会のあるスタッフは、**サージカルマスク**を着用する。
- ② インフルエンザ様症状を呈している患者に対して迅速診断キットやウイルス分離・PCR 検査のための**検体を採取**する場合は、①に加えて**眼の防護（ゴーグルまたはフェイスシールド）と手袋**を着用する。この手技は、他の患者からなるべく離れた場所で行う。
- ③ インフルエンザ様疾患の患者に対する気管支鏡、気管内挿管などの**エアロゾルを産生するリスクのある手技**は、個室で行い、スタッフはサージカルマスクに代えて**N95 マスク**またはそれ以上の性能の呼吸器防護具、**眼の防護（ゴーグルまたはフェイスシールド）、手袋、ガウン**を着用する。また、必要に応じて、**ヘッドカバー**を着用する。
- ④ 常に、標準予防策や**手指衛生**も忘れずに行う。また、必要に応じて、**ガウン、ヘッドカバー**を着用する。

### ○ 必要な資材の提供体制

- ・ 治療用タミフル：一般に流通しているタミフルを購入する。
- ・ P P E（マスク、ゴーグル、手袋、ガウン、ヘッドカバー）：各医療機関に保健所を通じて、一定数を無料配布する。

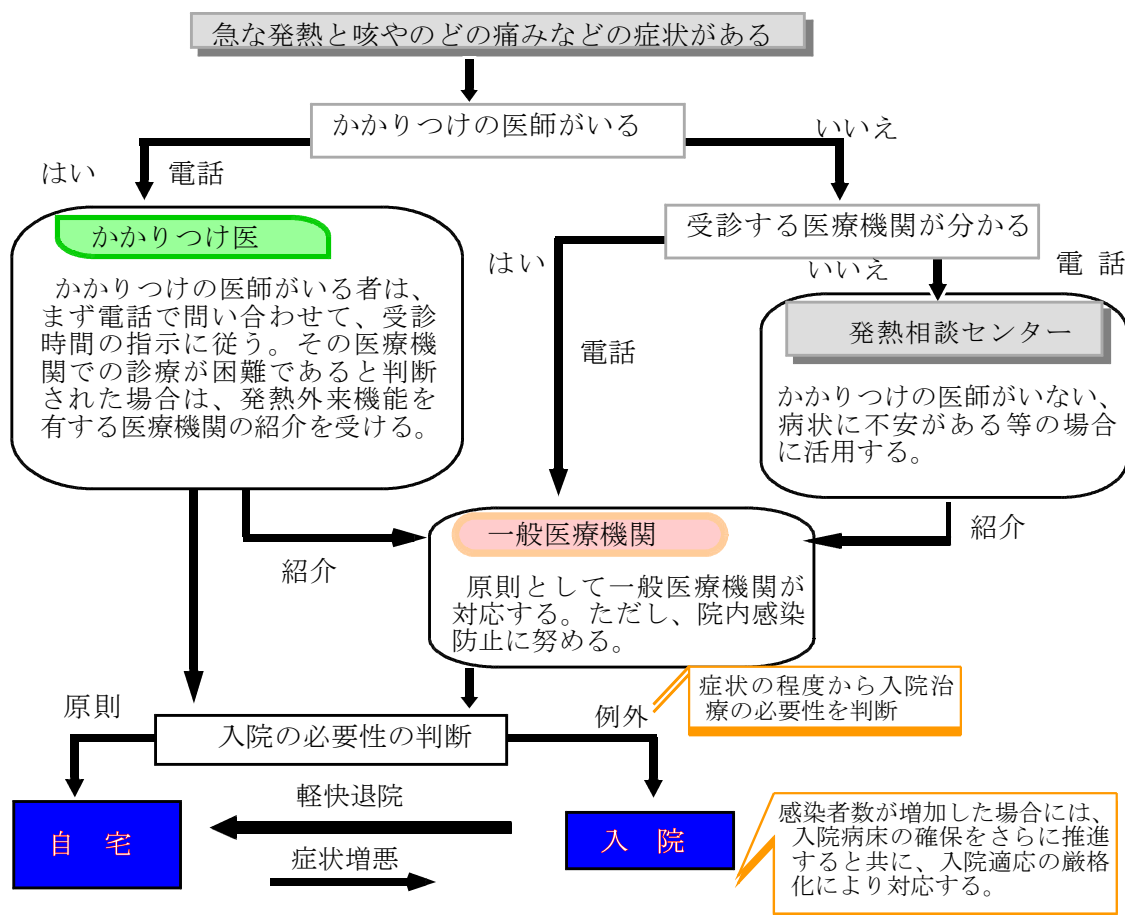
## 2 診療の対象となる患者

疫学的情報の有無にかかわらず、「インフルエンザ様症状を呈している患者」全般が対象となる。

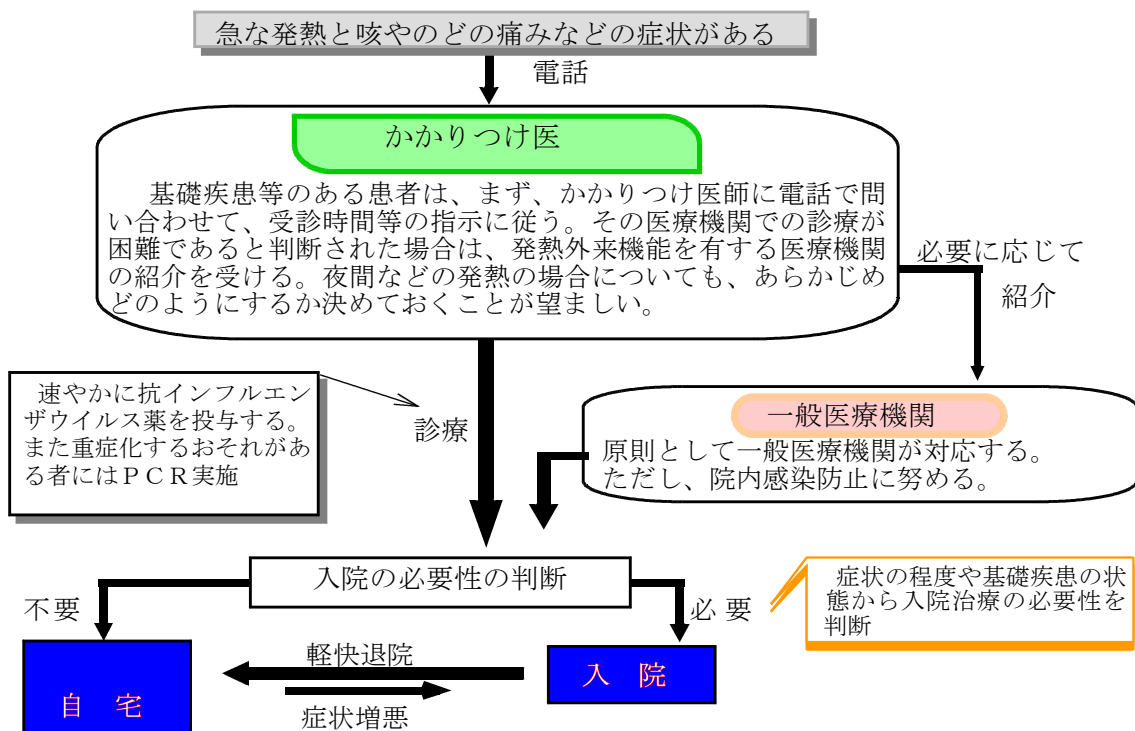
## 3 診療の流れ

### 1) 発熱患者の受診の流れ

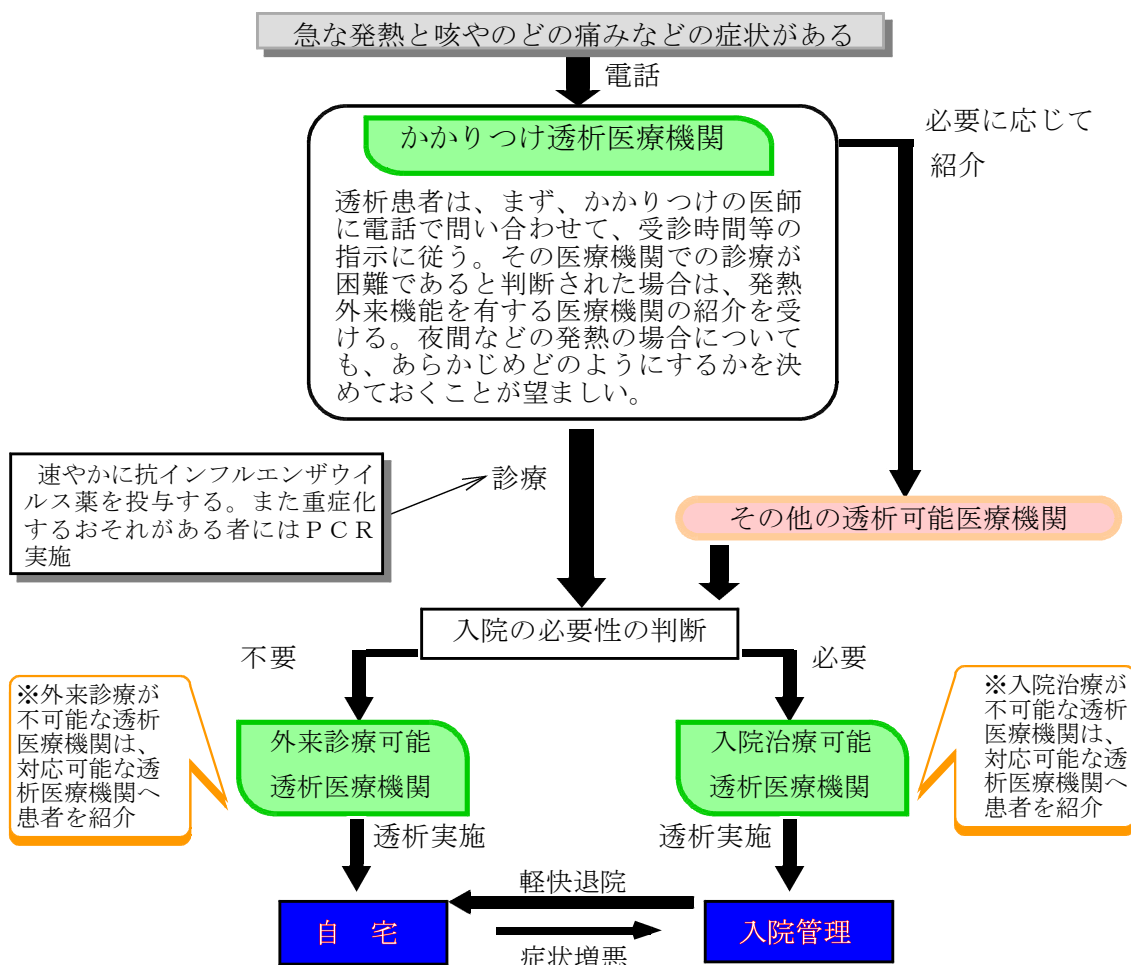
(1) 基礎疾患等を有しない場合



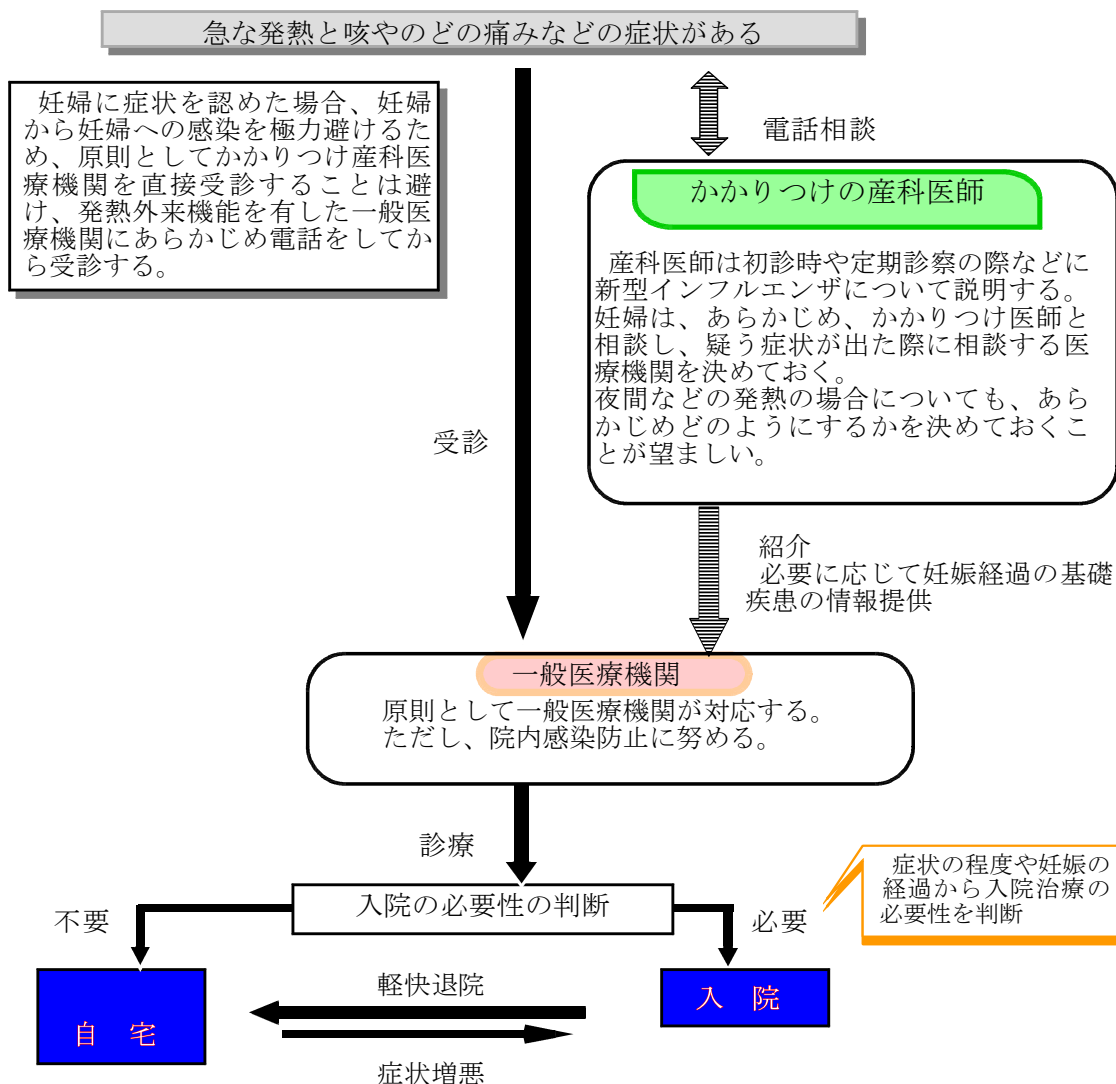
(2) 基礎疾患等を有する場合



### (3) 透析患者の場合



#### (4) 妊婦の場合



## 2) 患者の診療

- 新型インフルエンザの患者は原則として外出自粛・自宅療養。
- 基礎疾患を有する者等に対しては、早期から抗インフルエンザウイルス薬を投与。重症化するおそれがある者については優先的にPCR検査を実施し必要に応じ入院治療。

発熱患者はマスクを着用し、医療従事者も可能な限り常時サージカルマスクを着用する等、十分な感染防止措置を講じ、院内感染対策を徹底する。インフルエンザ迅速検査は必要に応じ、診察した医師の判断で実施する。

また、新型インフルエンザが疑われる個々の患者の確定診断のためのPCR検査については、実施しない。基礎疾患を有する者等が重症化するおそれがあるため、確定検査が必要であると医師が判断した場合や学校・施設等での集団発生の早期探知（クラスターサーベイランス）のために必要な場合に実施する。

（参考）今回の運用指針改定後のサーベイランスにおいては、新型インフルエンザの集団における患者発生を可能な限り早期に探知し、感染の急速な拡大や大規模かつ一斉の流行を回避・緩和することを目的とし、従来実施してきた全数報告に代わり、医療機関、学校、社会福祉施設等における同一集団での新型インフルエンザ患者（疑いを含む）の集団発生（クラスター発生）を報告することとなる。

## 3) 治療薬の種類

- ・タミフルカプセル75
- ・タミフルドライシロップ
- ・リレンザ

なお、詳細については、「国内医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1)抗ウイルス薬による治療・予防投与の流れVer.2」(国立感染症研究所ホームページ([http://isc.nih.go.jp/isease/swine\\_influenza/2009isc/antiviral2.html](http://isc.nih.go.jp/isease/swine_influenza/2009isc/antiviral2.html)))及び添付文書を参照のこと。

## 4) 保健所への連絡及び届け出

平成21年7月24日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)施行規則(以下、「施行規則」という。)の一部が改正され、新型インフルエンザ(A/H1N1)の患者(疑似症患者を含む。)を診断した場合であっても、その事例が、集団的に発生しているものでなければ、感染症法第12条に基づく医師の届出が不要となった。

### <医師の連絡>

医師は、①学校、施設等の同一集団から7日以内に複数のインフルエンザ(疑いを含む)患者の発生を把握した場合(クラスターサーベイランス)、②インフルエンザと診断された患者が入院した場合(インフルエンザ入院サーベイランス)、③基礎疾患を有する者等が重症化するおそれがあるため、確定検査が必要であると判断した場

合（治療方針の決定支援）に、保健所へ電話等で、その旨連絡する。

#### <医師の届出>

新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者について、感染症法第12条に基づく届出が必要な場合とは、以下のような場合である。

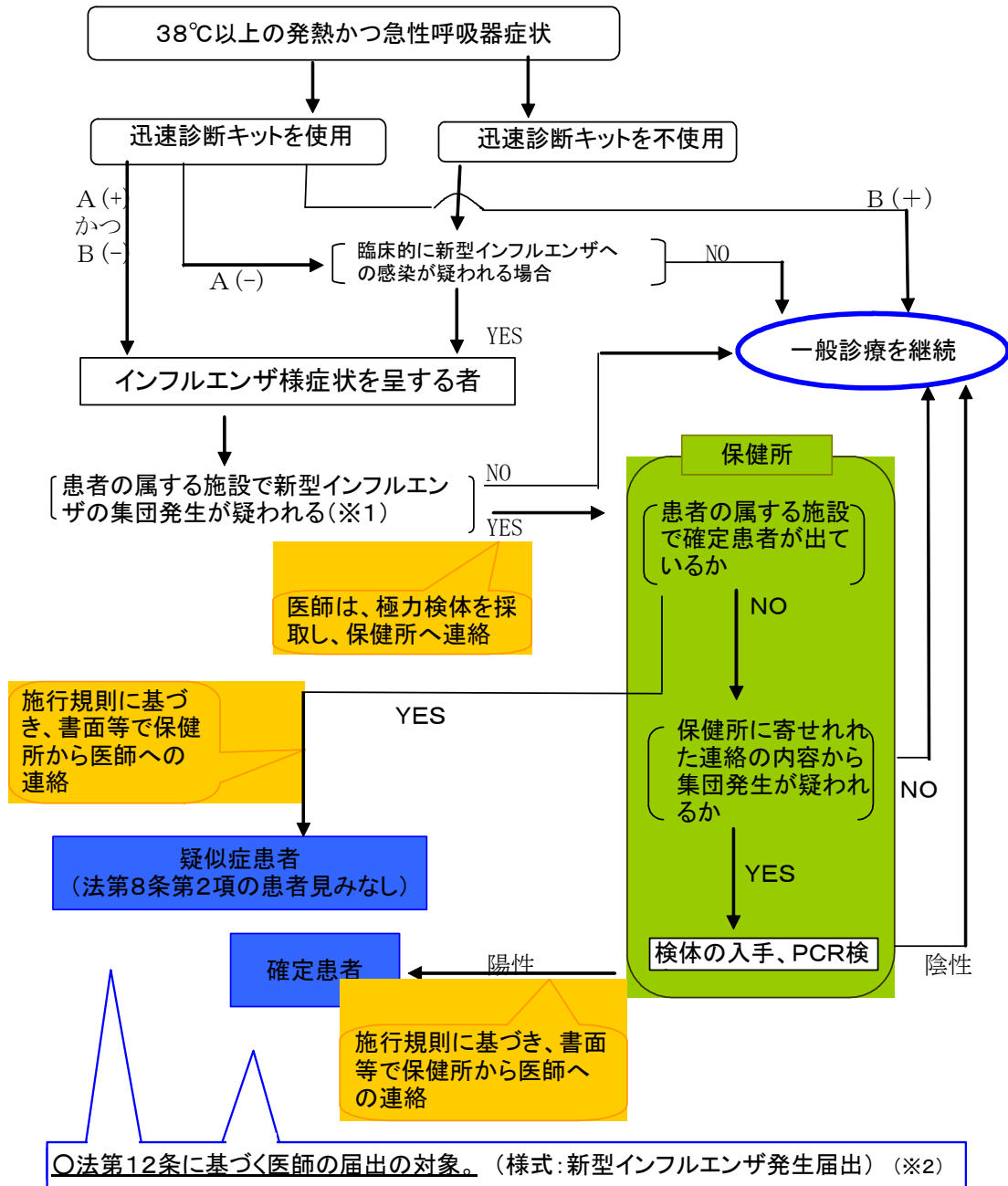
- ・ 患者が通っている又は入所、入居等している施設（以下「患者の通う施設」という。）において、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生しているおそれがある旨の連絡を保健所長から受けた場合。

具体的には、医師が、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、患者の属する施設において新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生していることが疑われると判断し、かつ、保健所において確定患者が確認されていない場合、医師は極力PCR用の検体を採取し、患者の属する**施設の名称及び所在地**、患者からの**疫学情報**を保健所へ連絡する。保健所は情報を勘案し、患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生していると判断した場合には、検体を入手しPCR検査を実施する。検査の結果、新型インフルエンザ（A/H1N1）と確定した場合、保健所は、当該患者を診断した医師に対して、患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生しているおそれがある場合に該当するものとして、「施行規則第3条第3号」に規定する連絡を行う。この連絡により、医師は、感染症法第12条の規定に基づき、確定患者としての届出を行う。

- ・ 患者の通う施設において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の確定患者が確認されている旨の連絡を保健所長から受けた場合。

具体的には、医師が、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、患者の属する施設において新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生していることを疑い、保健所に連絡を行った場合に、当該施設において既に確定患者が確認されているときは、保健所は、医師に「施行規則第3条第3号」に規定する連絡を行う。この連絡により、医師は、感染症法第12条の規定に基づき、疑似症患者としての届出を行う。

## 感染症法第12条に基づく医師の届出までの流れについて



※1 診察した患者に対する問診等により「患者の属する施設で新型インフルエンザの集団発生が疑われる」かどうかを判断をする。具体的な連絡対象者はQ&Aを参照のこと。  
 ※2 施行規則第3条3号に規定する保健所長からの連絡を受けた場合に、医師の届出の義務が生じる。また、当該連絡に記載する期間内に同一の集団に属する新型インフルエンザの疑似症患者を診断した場合には、感染症法第12条に基づく届出が必要となる。



## 5) 確定診断のための検体の採取等について

あらかじめ保健所と医療機関の間で調整しておいた手順（検体の採取・保存・回収の方法）によって、確定診断のためのPCR検査を実施する。検体の採取は、基本的には、当該医療機関において実施することとし、それに必要な採取キット（ハンクス液、綿棒）については、保健所が準備する。

(参考) 保健所と患者のつながり（健康観察の実施）

クラスターサーベイランスにおいて、新型インフルエンザ等と診断された患者については、保健所が積極的疫学調査を実施し、随時連絡を行うことになる。例えば、濃厚接触者のうち、基礎疾患を有する者等の予防投与実施者についての健康観察、その他、日常生活上の保健指導等を必要に応じて行う。

## 6) 濃厚接触者への予防投薬

原則として予防投与は行わない。但し、基礎疾患を有する者等\*について、医師により重症化の危険性があると判断された場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。予防投与は個人の重症化防止の観点から行なわれるものであり、原則、自己負担となる。なお、基礎疾患等を有しない者についても、医師の判断で予防投与は可能である。

また、医療従事者や初動対処要員等のうち、基礎疾患を有する者等については、それらの者がウイルスに暴露した場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、医療従事者や初動対処要員等については、基礎疾患等の有無にかかわらず、感染した可能性が高くない場合（サージカルマスクを着用しての暴露等）には、職務の継続を可能とする。

予防薬及び投与期間

- ・タミフルカプセル75
- ・リレンザ

なお、投与期間等の詳細については、「国内医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1)抗ウイルス薬による治療・予防投与の流れVer.2」(国立感染症研究所ホームページ([http://isc.nih.go.jp/isease/swine\\_influenza/2009isc/antiviral2.html](http://isc.nih.go.jp/isease/swine_influenza/2009isc/antiviral2.html)))及び添付文書を参照のこと。

## 7) 療養の方針

- 新型インフルエンザ罹患者は原則として外出自粛・自宅療養とする。
- 入院治療は重症患者を対象とする。
- 基礎疾患を有する者等、重症化するおそれがある者については、入院治療を行う。

新型インフルエンザ患者であっても、基礎疾患のない軽症者や基礎疾患等があっても重症化の危険性が少ないと判断される場合は、医療機関で診察を受けた後は、医師の指示等に従い、原則として自宅療養を行うことになる。この間は家族との接触も必要な範囲内とし、マスク着用、こまめな手洗い、定期的な部屋の換気などの感染拡大の防止のための行動を心がけることが求められる。また、患者本人（ないし家族）が、体温や症状の程度などを毎日確認し、記録する。

新型インフルエンザと診断された患者の自宅療養の期間については、症状が軽い場合は、発症した日の翌日から7日を経過した日を目安に、自宅に待機する必要がある。

但し、症状が消失し、感染防止行動がとれると判断できる場合は、解熱した日の翌々日までの自宅療養とする。

#### 4 保健所等との連携

必要に応じ、管轄の保健所等に連絡を行い、対応を協議のこと。

##### 【県立保健所発熱相談センター等一覧】

	電話番号	住 所
岩出保健所	0736-61-0020	岩出市高塚209
橋本保健所	0736-42-3210	橋本市高野口町名古屋927
海南保健所	073-482-0600	海南市大野中939
湯浅保健所	0737-64-1291	有田郡湯浅町湯浅2355-1
御坊保健所	0738-22-3481	御坊市湯川町財部859-2
田辺保健所	0739-26-7931	田辺市朝日ヶ丘23-1
新宮保健所	0735-21-9630	新宮市緑ヶ丘2-4-8
串本支所	0735-72-0525	東牟婁郡串本町西向193
難病・感染症対策課	073-441-2643	和歌山市小松原通1丁目1

##### 【和歌山市新型インフルエンザ相談窓口】

和歌山市保健所	073-433-2280	和歌山市吹上5-2-15
---------	--------------	--------------

##### 【医療機関紹介窓口】

(財)救急医療情報センター	073-426-1199	24時間県内の医療機関の診療情報紹介
---------------	--------------	--------------------